

明治大学研究・知財戦略機構規程

2005年5月18日制定

2005年度規程第1号

第1章 研究・知財戦略機構

(設置)

第1条 明治大学（以下「本大学」という。）は、明治大学研究・知財戦略機構（以下「機構」という。）を設置する。

(目的)

第2条 機構は、本大学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本大学における研究の戦略的推進
- (2) 研究を戦略的に推進するための研究環境の重点的整備
- (3) 研究資金確保のための活動
- (4) 研究の国際化推進のための活動
- (5) 研究面における社会との連携活動
- (6) 知的財産の創出、取得、管理及び活用
- (7) その他目的達成のために必要と認められる事業

(組織)

第4条 機構に、研究・知財戦略機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議の下に、研究企画推進本部及び研究活用知財本部を置く。

(機構会議)

第5条 機構会議は、次に掲げる者をもって組織し、第3条に規定する事業に関することを審議する。

- (1) 学長
- (2) 教務担当常勤理事及び財務担当常勤理事
- (3) 大学院長
- (4) 研究企画推進本部長
- (5) 研究活用知財本部長
- (6) 情報基盤本部長

- (7) 国際連携本部長
 - (8) 教学企画部長及び研究推進部長
 - (9) 理事長が指名する者5名以内
 - (10) 学長が指名する者5名以内
- 2 前項第9号及び第10号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- (研究・知財戦略機構長)

第6条 機構に、研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）を置く。

- 2 機構長は、機構の業務を総括し、機構を代表する。
 - 3 機構長は、学長をもって充てる。
 - 4 機構長に事故あるときは、次条に規定する研究・知財戦略副機構長のうち、あらかじめ定めた順位による者が職務を代行する。
- (研究・知財戦略副機構長)

第7条 機構に、研究・知財戦略副機構長（以下「副機構長」という。）3名を置く。

- 2 副機構長は、機構長を補佐する。
- 3 副機構長のうち、1名は、第5条第1項第2号に掲げる者のうちから理事会が任命し、他の2名は、それ以外の機構会議構成員のうちから学長の推薦により理事会が任命する。
- 4 副機構長の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交代する場合は、前任者の残任期間とする。

(機構会議の運営)

第8条 機構会議は、機構長が招集する。

- 2 機構長は、機構会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 機構会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 機構会議の議事は、出席した構成員の過半数の議決をもって決する。
- 5 機構会議は、必要に応じて、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第2章 研究企画推進本部

(研究企画推進本部)

第9条 研究企画推進本部については、別に定める研究企画推進本部規程及びその他の関連校規による。

第3章 研究活用知財本部

(研究活用知財本部)

第10条 研究活用知財本部については、別に定める研究活用知財本部規程及びその他の関連校規による。

第4章 特別推進研究インスティテュート

(特別推進研究インスティテュート)

第11条 機構の附属研究機関として、特別推進研究インスティテュート(以下「インスティテュート」という。)を置く。

2 インスティテュートは、本大学の特色を活かした世界的水準の学術研究及び応用研究(以下「世界的研究」という。)を推進する卓越した研究拠点を形成することを目的とする。

3 インスティテュートの設置は、機構会議において世界的研究を推進する研究組織として承認されたものについて、機構長が学部長会及び理事会の承認を得て決定する。

4 この規程に定めるもののほか、インスティテュートに関し必要な事項は、インスティテュートごとに、別に定める。

第5章 附属研究施設

(附属研究施設)

第12条 機構に、次の附属研究施設を置く。

- (1) 黒耀石研究センター
- (2) 植物工場基盤技術研究センター
- (3) 地域産学連携研究センター

2 附属研究施設の運営等については、附属研究施設ごとに、別に定める。

第6章 雑則

(秘密保持)

第13条 機構の事業に従事している者又は従事していた者は、職務上知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

(事務)

第14条 機構に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、機構会議の議を経なければならない。

附 則 (2005年度規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、2005年(平成17年)5月19日から施行する。

(研究・知財戦略機構長等の任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第7条、第10条、第11条及び第15条に規定する者の任期については、第7条第4項本文、第10条第

4 項本文，第 11 条第 4 項本文及び第 15 条第 4 項本文の規定にかかわらず，2006 年（平成 18 年）3 月 31 日までとする。

（研究・知財戦略機構会議構成員等の任期の特例）

- 3 この規程の施行後，最初に委嘱される第 5 条第 1 項第 9 号及び第 10 号並びに第 13 条第 1 項第 7 号に規定する者の任期については，第 5 条第 2 項本文及び第 13 条第 2 項本文の規定にかかわらず，2006 年（平成 18 年）3 月 31 日までとする。

（通達第 1380 号）

附 則（2006 年度規程第 25 号）

この規程は，2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から施行する。

（通達第 1519 号）（注 基盤研究部門の事業等に係る委任規定の変更に伴う改正）

附 則（2007 年度規程第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規程は，2007 年（平成 19 年）6 月 7 日から施行する。

（研究企画推進副本部長の任期の特例）

- 2 改正後の明治大学研究・知財戦略機構規程第 11 条第 3 項の規定により任命された研究企画推進副本部長の任期は，同条第 4 項本文の規定にかかわらず，2008 年（平成 20 年）3 月 31 日までとする。

（通達第 1544 号）（注 情報科学センターの廃止及び情報基盤本部の設置による機構会議の構成員の変更並びに研究企画推進副本部長の任命手続の変更に伴う改正）

附 則（2007 年度規程第 33 号）

この規程は，2007 年（平成 19 年）10 月 18 日から施行する。

（通達第 1591 号）（注 事務機構改革の実施による機構会議の構成員及び事務部署名の変更に伴う改正）

附 則（2007 年度規程第 57 号）

（施行期日）

- 1 この規程は，2008 年（平成 20 年）1 月 24 日から施行する。

（特定課題研究ユニットの設置に関する経過措置）

- 2 改正前の明治大学研究・知財戦略機構規程第 9 条第 4 号の規定により設置されている特定課題研究所は，改正後の第 9 条第 4 号の規定による特定課題研究ユニットとみなす。

（通達第 1638 号）（注 特別推進研究インスティテュート及び特定課題研究ユニットの設置に伴う改正）

附 則（2008 年度規程第 16 号）

この規程は，2008 年（平成 20 年）7 月 17 日から施行する。

(通達第1711号)(注 所管理事の変更による機構会議の構成員の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第31号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。
(副機構長の任期の特例)
- 2 改正後の第7条第1項及び第3項の規定により増員される副機構長の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、2010年(平成22年)3月31日までとする。

(通達第1735号)(注 副機構長を1名増員することに伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第15号)

この規程は、2009年(平成21年)10月21日から施行し、改正後の規定は、同年10月1日から適用する。

(通達第1836号)(注 国際連携機構の設置及び国際交流センターの廃止に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第36号)

この規程は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(通達第1881号)(注 黒耀石研究センターを機構の附属研究施設に位置付けることに伴う改正)

附 則 (2010年度規程第27号)

この規程は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(通達第1950号)(注 植物工場基盤技術研究センターを機構の附属研究施設に位置付けることに伴う改正)

附 則 (2011年度規程第3号)

この規程は、2011年(平成23年)5月26日から施行する。

(通達第2015号)(注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正)

附 則 (2011年度規程第4号)

この規程は、2011年(平成23年)6月9日から施行する。

(通達第2020号)(注 地域産学連携研究センターを機構の附属研究施設に位置付けることに伴う改正)

附 則 (2012年度規程第5号)

この規程は、2012年(平成24年)6月20日から施行する。

(通達第2084号)(注 機構会議の構成員の変更に伴う改正)

附 則（２０１３年度規程第８号）

この規程は、２０１４年（平成２６年）４月１日から施行する。

（通達第２２０４号）（注 副本部長及び委員の増員並びに秘密保持に係る規定を加えることに伴う改正）

附 則（２０１４年度規程第２６号）

この規程は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

（通達第２３１０号）（注 明治大学研究企画推進本部規程の制定に伴う改正）